事　務　連　絡
令和６年４月22日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　殿
都道府県老人医療主管部（局）
　老人医療主管課（局）長　殿
地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

標記については、「保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報の仕様について」（平成１８年６月６日事務連絡）により取り扱っているところであるが、今般、電子情報処理組織の使用による保険者からの再審査の申出等に関する取扱いに伴い下記のとおり策定並びに改定することとしましたので、ご連絡します。

なお、関係団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願いいたします。

記

１　保険者へ請求する診療（調剤）報酬に係る記録条件仕様
①（別添１）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（医科）
②（別添２）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（ＤＰＣ）
③（別添３）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（歯科）
④（別添４）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（調剤）
⑤（別添５）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（訪問看護）

２　再審査等請求に係る記録条件仕様
①（別添６）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（医科用）
②（別添７）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（ＤＰＣ用）
③（別添８）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（歯科用）
④（別添９）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（調剤用）

なお、別添１～９は、ＨＰ「診療報酬情報提供サービス」

https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/　　に掲載